

(介護予防) 訪問看護事業所

「佐原訪問看護ステーション」

重要事項説明書 (介護保険)

(令和6年 12月 16日 現在)

佐原訪問看護ステーションによる(介護予防)訪問看護サービスの提供開始にあたり、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年、厚生省令第37号)」の第8条及び第74条の規定に基づき、(介護予防)訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名称	医療法人佐原病院
代表者 所在地	医療法人佐原病院 理事長 佐原 圭 福島県喜多方市字永久7689番地の1
電話番号 FAX番号	0241-22-5321 0241-23-3154

2. 事業所の概要

介護保険指定事業所番号	0760890087
事業所名称	佐原訪問看護ステーション
所在地	福島県喜多方市字永久7689番地の1
電話番号(兼FAX番号)	0241-21-2002

3. 事業の目的及び運営の方針

事業所の看護師その他の従業者は、(介護予防)訪問看護サービスを提供することにより、要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を図ります。

事業所は、(介護予防)訪問看護事業の実施にあたって、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及び本サービス利用契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、利用者の主治医、地域の保健・医療・福祉機関と密接な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	備考
管理者(保健師または看護師)	1名	—	看護職員と兼務
看護職員(看護師または准看護師)	1名	2名	常勤換算で2.5名以上を確保

5. 営業日・営業時間・定休日

営業日	月曜日～金曜日、土曜日（第1・第3・第5の土曜日に限る） （ただし、国民の祝日及び12月31日～1月3日を除く）
営業時間	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 第1・第3・第5の土曜日：8時30分～12時30分
定休日	日曜日、第2・第4の土曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日 （当事業所は、医療法人佐原病院施設内にあるため、 佐原病院の定休日（外来休診日）に準ずる）

6. 営業地域

通常の実施地域	喜多方市、北塩原村（北山地区・大塩地区） * 上記以外の地域へのサービス提供にかかる交 通費については、実費請求の取扱いとなります。
---------	--

7. 利用料金

- 利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費または介護保険法第53条に規定する介護予防サービス費の支給対象となる費用に係る対価の支払いを、利用者から受けるものとします。
- 利用者は、佐原訪問看護ステーション料金表（別紙）に定める（介護予防）訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要となった費用を支払うものとします。
- 利用料の支払い方法
毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。
 - （1）利用者の指定の口座から、自動振替の場合
利用料は1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月に、利用者が指定する口座から振替えます。ご入金の確認後、領収書を発行いたします。
 - （2）現金払いの場合
利用料は1か月単位とし、当月分を翌月10日前後にご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

8. 緊急時及び事故発生時における対応方法

（介護予防）訪問看護サービスの提供中に、利用者に、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、利用者の家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者、保険者（市町村）等に速やかに連絡するなど、必要な措置を講じます。また、利用者に対する（介護予防）訪問看護サービスの提供により、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

～連絡先～

【ご家族】 氏名 _____ 続柄 _____

連絡先（昼） _____

連絡先（夜） _____

【主治医】 医療機関名 _____ 医師名 _____

電話番号 _____

【居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）】

事業者名 _____ 担当者 _____

電話番号 _____

9. 災害等発生時及び感染症まん延時の対応

- (1) 災害等の発生時には、その規模や被害状況により通常のサービスを実施できない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問等を行います。
- (2) 指定感染症のまん延時には、通常のサービスを実施できない可能性があります。感染症のまん延状況を把握し、感染予防策を講じながら、必要な訪問等を行います。

10. 守秘義務及び個人情報の使用について

事業所の従業者または従業者であった者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密及び個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

11. 高齢者への不適切な対応の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待やハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や資質（知識・技術）の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成援助等、適切な利用者支援に努めます。
- (3) 従業者が利用者支援にあたっての悩み等を相談できる体制を整える等、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12. 苦情・相談窓口

サービス内容に関する苦情・相談については、以下の事業所内窓口にて受け付けております。

【苦情受付担当者】 主任・看護師 山口 智美

【苦情解決責任者】 管理者・看護師 仲澤 里美

【連絡先】 福島県喜多方市字永久7689番地の1
佐原訪問看護ステーション
電 話：0241-21-2002
FAX：0241-21-2002

【受付時間】 月曜日～金曜日：8時30分～17時30分
第1・第3・第5の土曜日：8時30分～12時30分

*尚、当事業所の苦情・相談窓口以外では、市町村（保険者）や福島県国民健康保険団体連合会にも、苦情・相談を受け付ける窓口がございます。

(介護予防) 訪問看護事業所
「佐原訪問看護ステーション」
重要事項説明書に関する確認書

令和 年 月 日

佐原訪問看護ステーションによる（介護予防）訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、重要事項説明書に基づき、重要な事項に関する説明を行いました。

【事業者】 法人名称 医療法人佐原病院
事業所名称 佐原訪問看護ステーション
事業所所在地 福島県喜多方市永久7689番地の1

(説明者) _____ 印 (管理者) 仲澤 里美 _____ 印

私は、事業者から、重要事項説明書に基づき、佐原訪問看護ステーションによる（介護予防）訪問看護サービスについての重要な事項に関する説明を受け、了承しました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【利用者代理人】
(兼連帯保証人)

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

【介護保険】 佐原訪問看護ステーション (介護予防) 訪問看護利用料 料金表

I. 単位数と単価 ※基本単位のみ要介護と要支援で点数に差異あり。他の加算については全て共通。

サービス内容		単位数	負担割合 (単位: 円)			
			□ 1割	□ 2割	□ 3割	
基本単位	(訪問看護1) 所要時間 <u>20分未満</u> の場合 (注) 20分未満の利用は、事業所が24時間体制であること、かつ、週に1回は20分以上の看護師による定期的な(介護予防)訪問看護が行われている場合に可能。	要介護 314/回	314	628	942	
		要支援 303/回	303	606	909	
	(訪問看護2) 所要時間 <u>30分未満</u> の場合	要介護 471/回	471	942	1,413	
		要支援 451/回	451	902	1,353	
	(訪問看護3) 所要時間 <u>30分以上60分未満</u> の場合	要介護 823/回	823	1,646	2,469	
		要支援 794/回	794	1,588	2,382	
	(訪問看護4) 所要時間 <u>60分以上90分未満</u> の場合	要介護 1,128/回	1,128	2,256	3,384	
		要支援 1,090/回	1,090	2,180	3,270	
	早朝・夜間加算 早朝: 6時~8時、夜間: 18時~22時		基本単位の25%相当の単位数を加算			
	深夜加算 深夜: 22時~6時		基本単位の50%相当の単位数を加算			
	中山間地域等における小規模事業所加算 ※要介護のみ算定		基本単位の10%相当の単位数を加算			
	☆1 複数名訪問加算 (I)	所要時間 <u>30分未満</u>	254/回	254	508	762
(複数の看護師等が同時に訪問) 所要時間 <u>30分以上</u>		402/回	402	804	1,206	
☆2 初回加算 (新規利用者は1回/月)	(I) …退院・退所日の当日に看護師が初回訪問の場合	350/回	350	700	1,050	
	(II) …退院・退所日の翌日以降に初回訪問の場合	300/回	300	600	900	
	または 退院時共同指導加算 (1回/月、特別管理加算の対象者は2回/月)	600/回	600	1,200	1,800	

<加算について>

- ☆1 複数名訪問加算 (I): 下記の方が対象です。利用者またはその家族等の同意を得て算定します。
- ①利用者の身体的理由(体重が重い等)により、1人の看護師等による(介護予防)訪問看護が困難と認められる場合
 - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合
- ☆2 初回加算: 過去2か月において(介護予防)訪問看護の提供を受けていない場合(医療保険の訪問看護を含む)で、新規に(介護予防)訪問看護計画書を作成した場合に算定します。算定は、初回の(介護予防)訪問看護を行った月で、介護保険において退院時共同指導加算を算定する場合には算定できません。
- 退院時共同指導加算: 病院や介護老人保健施設等に入院中または入所中の方が、退院または退所するにあたって、当該本人またはその家族の同意を得て、当事業所の訪問看護師等(准看護師を除く)が病院や介護老人保健施設等に出向き(またはテレビ電話装置等の活用により)、当該病院等の医師、看護師等と共同で、当該本人等に対して、在宅における療養上必要な指導を行い、その内容を提供し、(介護予防)訪問看護記録書に記録した場合に算定します。

II. その他の費用

訪問に係る交通費	通常のサービス実施地域以外への訪問を行った場合には、実施地域を越える地点から利用者の居宅までの区間、1kmにつき、50円の交通費を頂きます。通常のサービス実施地域の場合には、交通費は頂きません。 通常のサービス実施地域: 喜多方市、北塩原村(北山地区・大塩地区)
死後の処置料	15,000円